

令和4年1月21日

議会報告・意見交換会報告書

代表者 鈴木 照 一
記録員 熊 澤 光 吏
班 員 伊 藤 和 子
" 山 崎 諭
" 松 田 光 也
" 佐 藤 孝 一

議会報告・意見交換会を開催したので、その概要を下記のとおり、報告します。

記

1 日 時	令和3年11月19日（金）午後7時00分～午後8時30分	
2 会 場	市立蔵増公民館	
3 欠 席 議 員	なし	
4 参 加 者 数	11名（男性11名・女性0名）	
5 報 告 内 容	議会活動状況説明、6月、9月の定例会で議決した内容、賛否が分かれた議案とその理由、市政に関する意見など	
6 意見交換の内容 (議会・議員及び市政に対する意見、提言、要望等及び天童市議会の議員定数・議員報酬についての意見)	市民	議員
	市民 天童市議会の政務活動費の取扱いは。また、年間いくらもらえるのか。	議員 県議会の政務活動費は月額31万円となっており、天童市議会 は月額1万3千円となっている。 支給は個人にではなく、会派に振込まれる。主な用途については、先進地視察や研修会の交通費と宿泊費に使っている。 昨年度は、コロナ禍のため全額返金した。 議員 政務活動費の用途には決まりがあり、申請時に事務局で不備がないか確認を行い、報告書提出時には、政務活動費で支出した

		<p>全ての領収書を添付することが義務付けられている。また、年度内に使わなかった政務活動費については、全額返金を行う。なお、議員一人当たり年間15万6千円支給されるが、個人が私的に使えるものではない。</p>
	<p>市民 現在の報酬額がわからない状態で、どうあるべきか回答はできない。わかるように説明してほしい。</p> <p>市民 議員年金を途中まで掛けていた議員はもらえるのか。一生懸命に働いてもらえるのであれば、報酬は上げる必要があったとしても人数は減らす必要はないと思う。</p>	<p>議員 月の報酬は39万3千円で、金額については平成8年から変更していない。また、期末手当は夏と冬の2回あり、年間の報酬額の合計は650万円になる。昔は議員年金があったが、制度が廃止され国民年金に変更になった。</p> <p>議員 議員年金の支給条件として、在職期間が3期12年以上掛けた場合にのみ支給される。平成23年6月に廃止され、12年に満たない議員には、掛け金の8割が返金された。</p>
	<p>市民 人口規模に対しての議員比率は決まってるのか。</p>	<p>議員 かつて、人口規模に応じた議員定数基準はあった。天童市議会においても昭和56年までは法定定数制度を用いて30人としていた。昭和55年に5万人を超えた自治体は定数を36人まで増やしてもよいとされていたが、天童市議会は増やさず30人を維持してきた。その後、法定定数制度が廃止され、各自治体で定数を自由に決められるようになった。そのた</p>

	<p>市民 市民からすると定数が多いか少ないか捉えどころがなく、議員の実務内容がわかるものがないと判断しようがない。報酬についても他自治体と比較していると思うが、判断は難しいと感じる。</p> <p>市民 現在、議会費用削減に向けた働きはしているのか。無駄なものを省き、報酬に充当できるのではないか。</p>	<p>め、各自治体でバラつきがあるが、全体的に平均すると同じような数値である。</p> <p>議員 全国市議会議長会で取りまとめた資料の中に、人口5万人以下の自治体の議員定数は平均17.2人、5万～10万人未満は平均20.6人、10万～20万人未満は平均26.5人と出ている。</p> <p>議員 タブレットを導入し、環境的な面から紙の使用削減に取り組んでいるが、費用面での効果はまだ低いと感じている。</p>
	<p>市民 選挙看板について、タブレットやスマートフォンが主流の時代に見る人がいるのか疑問に感じる。選挙広報だけで十分だと思う。選挙看板を廃止すれば多額の費用を削減することができるのではないか。</p>	<p>議員 大変良いご提案として、法的に問題がないか確認したうえで、所管の部署と協議を進めていく。</p> <p>議員 これまでの選挙の見直しについて、選挙看板の設置数を270箇所から現在まで190箇所に減少し、投票所についても数を減らしてきた。良いか悪いかは別として、1回の選挙でおおよそ400万円程の経費削減ができたと聞いている。</p> <p>議員 今後の可能性として、国でも選挙のデジタル化を推進しており、マイナンバーカードを使用し、カードの中に指紋などの生体認証機能を整備し、家にい</p>

		<p>ながら投票できるようなことも可能性としては十分にある。そうなるとう票所数も減少することができ、さらには集計作業についても人員削減が可能となり、経費削減につなげることが見込めると考える。</p> <p>しかし、デジタル化整備を進める中において、難しい部分もあり、時間がかかると思うが、使いやすい形にはなると思う。</p> <p>(調査結果)</p> <p>公職選挙法で選挙看板の設置数を変更することはできるが、廃止はできないとされている。</p>
	<p>市民</p> <p>高齢化社会が進む中で、独居老人をはじめ単身世帯の方が、施設入居やご逝去された際に、住まわれていた家屋が空き家となり、管理がなされず雪や病虫害の問題が発生し、地域として困っている。そうなった場合、市として持ち主への指導や空き家になったらどうするかを積極的に考えてほしい。</p> <p>市民</p> <p>空き家調査は毎年行っているのか。調査した結果、どのように活かされたのかを知りたい。また、空き家になったら改善するまでを市側で対応してほしい。</p>	<p>議員</p> <p>市では空き家調査を数年前から実施しており、来年度行う予定をしている。また、相続人についての調査も行っており、相続される方には今後の管理について指導する。しかし、市として全ての空き家の相続人を把握できておらず、各町内の方に大変ご迷惑がかかっていることも把握している。そのため、担当部署より、そういった空き家がある場合には、相談してほしいと聞いている。</p> <p>また、特定空き家については、市側で代執行を行える法律ができてはいるが、天童市では特定空き家として認定したものはなく、代執行もしていない。何年も改善されていない空き家なども見受けられるのも事実であ</p>

	<p>市民</p> <p>窪野目地区には、相続放棄された物件があり、誰に相談してよいかわからない。過去に敷地内の大木にアメシロが発生した際に、敷地に入ることは許されていないとわかっていたが、駆除のため入らざるを得なかった。</p>	<p>り、市民の方から働きかけていただきたい。</p> <p>議員</p> <p>大変ご心配をおかけしていると感じている。市街地でも同様なことが発生しており、市全体の問題であると認識している。</p> <p>なお、人が住んでいる住居は空き家ではなく、老朽住宅物件としての対応になる。第三者が見ても建物が危険な状況の場合は、消防や民生委員の方に相談する方法がある。それでも改善されない場合は、別の形として所有者にではなく法定相続人に対して、行政から相続物件の紹介や権利内容を告知することができる。実際に市街地では対応してもらった物件もある。</p> <p>また、人が住んでいない場合は空き家となり、対応は建設課で行っている。市としても課題解決に向けて様々な対策を行っており、これからも空き家に対する支援策など打ち出していく。</p> <p>是非、近隣に居住される方で近々空き家になる情報をお持ちの際は、建設課に相談してほしい。</p> <p>議員</p> <p>空き家のため、建設課の建築係に相談してほしい。</p>
--	---	---

	<p>その場合、どこに相談したらよかったのかを聞きたい。</p> <p>市民 蔵増地区には空き家などの対象となる物件が数多くある。また、地区は市街化調整区域に指定されていることから、開発許可が必要な場合もあり、建て替えが難しい状況にある。近隣市町村から移住したいと思う方に対して、実情に合わせてスムーズに手続きできるような仕組みを根本から変えてほしい。</p>	<p>議員 昨年、国の都市計画法施行令が改正され、本市においても天童市都市計画法について審議される。審議可決後、市から改正内容が周知される予定である。 (調査結果) 蔵増地区が含まれる市街化調整区域においては、平成30年度に都市計画法に基づく指定区域制度を導入し、旧来の開発許可制度では難しかった居住歴のない方の住宅の建設などの基準を緩和し、集落内への移住・定住の促進を図っている。また、空き家の購入や建て替えについても、開発許可の手続きの簡素化及び迅速化に努めている。 今回の条例改正については、その開発許可基準を緩和した指定区域から災害ハザードエリアを除くよう、都市計画法が改正されたため、法に基づき改正するものである。</p>
7 所 感	<p>公民館や議員からの呼びかけで参加してくださった方が多かった。議員定数・報酬についての発言は、議会活動や議員の実内容等の情報が市民に行き届いておらず、判断材料が不足していると指摘があった。今後、市民への周知方法等について検討していく。</p>	